

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（譲渡が禁止される旨の制限が付されているもの）</p> <p><u>4-2-1</u> 令第2条の12第1号に規定する「譲渡が禁止される旨の制限」は、社内規程等において、次に掲げる場合には、株券等（同号に規定する株券等をいう。以下4-2-1において同じ。）の譲渡が禁止される旨の制限を解除する旨の定めを設けることを妨げるものではないことに留意する。</p> <p>(1) 当該株券等の交付を受けた取締役等（令第2条の12第1号に規定する取締役等をいう。）が死亡その他正当な理由により退任又は退職をした場合。なお、「その他正当な理由」とは、例えば、次のような理由をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 療養</li> <li>② 親族の介護又は養育</li> <li>③ 任期の満了</li> <li>④ 定年に達したこと</li> </ul> <p>(2) 当該株券等の発行会社により組織再編成等が行われる場合。なお、「組織再編成等」とは、例えば、次のような行為をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 組織再編成（法第2条の3第1項に規定する組織再編成をいう。）</li> <li>② 株式の併合（当該株式の併合により一株に満たない端数が生ずる場合に限る。）</li> <li>③ 全部取得条項付種類株式（会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部の取得</li> <li>④ 株式売渡請求（会社法第179条第2項に規定する株式売渡請求をいう。）に係る承認</li> </ul>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>（新設）</p>